

## 釧路市公設地方卸売市場における売買取引の方法

(釧路市公設地方卸売市場業務規程抜粋)

(取扱品目)

第5条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに当該各号に定める生鮮食料品等とする。

- (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵
- (2) 花き部 切花、鉢もの、花木及びこれらの加工品

(売買取引の方法)

第38条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札又は相対取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(仕切り及び送金並びにこれらに関する特約)

第54条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税及び地方消費税の額に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第58条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税及び地方消費税の額に相当する金額)、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税及び地方消費税を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2 前項の売買仕切金の送付は、現金、小切手、口座振込その他の方法により行うものとする。

(買受代金の支払)

- 第56条 仲卸人及び買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日に（卸売業者があらかじめ仲卸人又は買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。以下同じ。）
- 2 卸売業者は、その財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、仲卸人又は買受人との間に支払猶予の特約をしてはならない。
  - 3 第1項の規定により支払猶予の特約をする場合には、その他の仲卸人及び買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。
  - 4 買い受けた物品の代金の支払は、現金、小切手その他の方法により行うものとする。

(決済の方法)

- 第57条 市場において売買取引を行う場合における決済の方法は、第54条及び前条に定めるもののほか、取引参加者間で契約した支払方法及び支払期日によらなければならない。

※引用条項

(卸売代金の変更の禁止)

- 第58条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその消費税及び地方消費税の額に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより正当な理由により卸売代金の変更をしたときは、この限りでない。